

《重要》 災害に伴う各種支援制度一覧 【岩槻区役所】

令和7年4月時点

本市では、災害に見舞われた際の各種支援制度があります。制度の概要については次頁より御確認ください。
なお、制度の活用の際し、原則、提出を要する「罹災証明書」「り災証明書」の概要は以下のとおりです。
※証明書の発行には日数を要します。

○罹災証明書

地震、洪水、暴風、暴雨等の自然災害に伴い、家屋に被害を受けた場合で、災害と被害の因果関係が確認できる場合に、以下の申請先にて取得することができます。

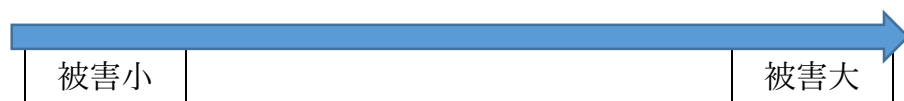
※家屋以外のものが被災した場合などについては、市に届出を行った事実を証明する「被災届出受理証」を発行します。

【必要書類】

- ☐ 申請書
- ☐ 本人確認書類（運転免許証等）
- ☐ 被災状況の写真（撮影しているものがあれば）

【罹災証明書で判定される家屋の被害の程度】

準半壊に 至らない 一部損壊	準半壊	半壊	中規模 半壊	大規模 半壊	全壊
10%未満	10~20%	20~30%	30~40%	40~50%	50%以上



※表の被害の程度その他、浸水被害の場合は、「床上浸水」、「床下浸水」、「浸水なし」の判定がなされます。

【申請先】

・岩槻区総務課 防災・総務係 住所：岩槻区本町3丁目2番5号
WATSU 東館4階
TEL 790-0115 FAX 790-0260

○り災証明書

火災によって建物、車両等が被害を受けた場合で、消防が現場を調査し、火災と被害の因果関係が確認できる場合に以下の申請先にて、り災証明書を発行します。

【必要書類】

- ☐ り災証明交付申請書
- ☐ 本人確認書類（運転免許証等）

【り災証明書で判定される建物の被害程度】

建物の被害程度は、「全焼」、「半焼」、「部分焼」、「ぼや」の四段階に区分されます。

証明書の内容は、焼損面積を記載し、括弧書きで、被害程度を記載します。

※車両等については、証明書のり災内容は、燃えた物件のみ記載します。

【申請先】

- ・岩槻消防署 住所 岩槻区大字岩槻 5064 番地 1
TEL 749-0119 FAX 749-0120
- ・太田出張所 住所 岩槻区太田 1 丁目 2 番 11 号
TEL 757-2727 FAX 749-8601
- ・上野出張所 住所 岩槻区上野 4 丁目 6 番地 21
TEL 794-4816 FAX 793-2091
- ・笹久保出張所 住所 岩槻区大字笹久保 1328 番地
TEL 798-3802 FAX 791-2871

項 目	対 象	必 要 書 類 等	制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度														備 考	担当部署／ 連絡先
			居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書								り災証明書							
							全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや				
日本赤十字社からの救援物資	住居が床上浸水以上又は半焼・半壊以上の被害になった場合	□申請書 □「罹災証明書」又は「り災証明書」 □その他罹災状況が分かる書類	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×				
災害見舞金の支給	・住居が床上浸水以上又は半焼・半壊以上の被害になった場合 ・災害により1か月以上の加療を要する重傷を負った場合	□申請書 □「罹災証明書」又は「り災証明書」 □その他罹災状況が分かる書類	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×		・福祉課 管理係 TEL 790-0155 FAX 790-0265		
災害弔慰金の支給	災害により死亡した場合	□申請書 □「罹災証明書」又は「り災証明書」 □埋火葬証明書 □その他罹災状況が分かる書類	○	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	家屋の被害の程度によらず、災害により被災者が死亡した場合に制度が活用できます。			
市営住宅への緊急仮入居	災害によって住宅が被害を受け、緊急避難が必要となる場合で、住宅に困窮している場合 ※提供できる住宅・戸数には限りがあります。	□申請書 □住民票 □「罹災証明書」又は「り災証明書」 □本人確認書類（運転免許証等）	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		・埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課 TEL 829-2878 FAX 825-1822 ・市役所住宅政策課 住宅整備係 TEL 829-1521 FAX 829-1982		
浸水住宅改良資金の融資	浸水を防ぐ目的として、次に掲げる工事を行う場合 ・住宅の床面を高くするための工事及びこれに付随する工事 ・改築における土盛り等の基礎工事 【融資限度額】 300万円	□申請書 □土地又は住宅が資金の融資を受けようとする方の所有であること □市税を完納していること □自己資金のみでは、工事費を一時に負担することが困難であると認められること □資金の償還及び利子の支払いについて弁済能力を有すること □確実な連帯保証人があること	「罹災証明書」若しくは「り災証明書」の提出は不要																	・市役所住宅政策課 住宅政策係 TEL 829-1520 FAX 829-1982		

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの

×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

項 目	対 象	必 要 書 類 等	制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度												備 考	担当部署／ 連絡先
			居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書							り災証明書						
							全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや		
道路の消毒	台風、集中豪雨等により道路冠水があった場合	□被災者からの要請等による	「罹災証明書」若しくは「り災証明書」の提出は不要																	・くらし応援室 くらし支援担当 TEL 790-0128 FAX 790-0262
下水道使用料の減免	台風、集中豪雨等により、居住する家屋が床上浸水による被害を受け、使用料納付が困難と認められる場合	□申請書 □罹災証明書 ※申請書類の受付のみ	○	×	×	×	△	△	△	△	△	△	○	×	×	×	×	×	罹災証明書で「床上浸水」となった場合、利用可。	
市民税・県民税の減免及び森林環境税の免除	住宅や家財に受けた損害が一定の条件を満たした場合 ※発災日以降に納期限が到来するもの	□申請書 □「罹災証明書」又は「り災証明書」 □損害額・補てん額を明らかにできる書類 □本人確認書類（運転免許証等）	△	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	必ず制度利用可能というわけではなく、他の基準によっては利用できない場合もあります。	・北部市税事務所 個人課税課 普通徴収第3係 TEL 646-3104 FAX 646-3164
固定資産税・都市計画税の減免	家屋に受けた損害が、一定の条件を満たした場合 ※発災日以降に納期限が到来するもの	□申請書 □「罹災証明書」又は「り災証明書」（「被災届出受理証」でも可） □本人確認書類（運転免許証等） ※本人または法人の代表者が署名しない場合は認印が必要です	○※	○	×	×	○	○	△	△	△	△	○	×	○	○	△	△	・必ず制度利用可能というわけではなく、他の基準によっては利用できない場合もあります。 ※所有者のみが制度の対象となります。	・北部市税事務所 資産課税課 家屋第2係 TEL 646-3120 FAX 646-3164
	償却資産に受けた損害が、一定の条件を満たした場合 ※発災日以降に納期限が到来するもの		○※				△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	※償却資産を所有している方が対象となります。	・南部市税事務所 資産課税課 償却資産係 TEL 829-1186 FAX 829-1916

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの

×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

項 目	対 象	必 要 書 類 等	制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度														備 考	担当部署／ 連絡先
			居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書							り災証明書								
							全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや				
市税及び国民健康保険税の徴収猶予	納税者又は納税義務者がその財産について損害を受け、一時に納付し、又は納入することができない場合	□申請書 □財産収支状況書 □預貯金通帳、保険証券、給与明細書の写し等 □「罹災証明書」又は「り災証明書」 □被害額・補てん額等を明らかにできる書類 □本人確認書類（運転免許証等）	○	○	×	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	必ず制度利用可能というわけではなく、他の条件によっては利用できない場合もあります。	【個人】 ・北州市税事務所 納税課 納税第1係、第2係 TEL 646-3081、3049 FAX 646-3121 【法人】 ・北州市税事務所 納税課 法人納税係 TEL 646-3043 FAX 646-3121		
国民健康保険税の減免	住宅や家財等に受けた損害が一定の条件を満たした場合	□申請書 □国保の資格が確認できるもの（資格確認書や資格情報のお知らせ等） □「罹災証明書」又は「り災証明書」 □本人確認書類（運転免許証等）	○	○	×	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	必ず制度利用可能というわけではなく、他の条件によっては利用できない場合もあります。	・保険年金課 国保係 TEL 790-0174 FAX 790-0268		
国民年金保険料の免除	住宅や家財等の被害金額が一定の条件を満たした場合	□申請書 □「罹災証明書」又は「り災証明書」 □被害額・補てん額を明らかにできる書類 □基礎年金番号のわかる書類 □本人確認書類（運転免許証等）	○	○	×	×	△	△	△	△	×	×	×	×	△	×	×	×	必ず制度利用可能というわけではなく、他の条件によっては利用できない場合もあります。	・保険年金課 年金係 TEL 790-0175 FAX 790-0268		
後期高齢者医療保険料の減免	住宅や家財等に受けた損害が一定の条件を満たした場合	□申請書 □保険証または資格確認書 □「罹災証明書」又は「り災証明書」	○	×	×	○	△	△	△	△	×	×	△	×	△	△	×	×	必ず制度利用可能というわけではなく、他の条件によっては利用できない場合もあります。	・保険年金課 福祉医療係 TEL 790-0157 FAX 790-0268		

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの

×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

項 目	対 象	必 要 書 類 等	制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度												備 考	担当部署／ 連絡先
			居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書								り災証明書					
							全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや		
介護保険料の減免	住宅に受けた損害が一定の条件を満たした場合 主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病、行方不明等の場合	□申請書 □「罹災証明書」又は「り災証明書」 □本人確認書類(運転免許証等)	○	×	×	×	△	△	△	△	×	×	△	×	△	△	×	×	必ず制度利用可能というわけではなく、他の条件によっては利用できない場合もあります。	・高齢介護課 介護保険係 TEL 790-0169 FAX 790-0267
介護保険利用者負担の減免	住宅に受けた損害が一定の条件を満たした場合 主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病、行方不明等の場合	□申請書 □「罹災証明書」又は「り災証明書」 □本人確認書類(運転免許証等) ※主たる生計維持者に係る要件で減免を受ける場合は、要件により別途必要書類がございます。	○	×	×	×	△	△	△	△	×	×	△	×	△	△	×	×	必ず制度利用可能というわけではなく、他の条件によっては利用できない場合もあります。	
特定教育・保育施設等利用者負担額(保育料)の減免	児童の属する世帯が居住する家屋等が災害により、次の①～③の損害を受けた場合 ①床上浸水以上 ②全焼、全壊 ③半焼、半壊	□申請書 □「罹災証明書」又は「り災証明書」	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×	・支援課 児童福祉係 TEL 790-0162 FAX 790-0266	
放課後児童クラブ指導料の減免			○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×		
就学援助制度(学用品の購入や給食費等の援助)	本市にお住まいで、経済的理由により就学困難(災害により経済的に就学困難となった場合を含む)と認められる小・中・義務教育学校・中等教育学校(前期課程)の児童生徒の保護者	□「罹災証明書」又は「り災証明書」 ※担当部署へお問合せください	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・教育委員会学事課 教育費支援係 TEL 829-1647 FAX 829-1990	

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの

×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

項 目	対 象	必 要 書 類 等	制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度												備 考	担当部署／ 連絡先
			居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書								り災証明書					
							全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや		
一般廃棄物処理手数料(家庭ごみに限る)の減免	台風等の局所被害によって生じた枝木をごみ処理施設に搬入する場合	□申請書 □「罹災証明書」又は「被災届出受理証」 ※大規模災害発生時は、別途対応をいたします。	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	西部環境センターは「もえるごみ」のみ受付	・西部環境センター (西区大字宝来52-1) TEL 623-4100 FAX 622-5353 ・クリーンセンター大崎 (緑区大崎317) TEL 878-0989 FAX 878-0959 ・桜環境センター (桜区新開4-2-1) TEL 710-6010 FAX 838-5310 ・見沼環境センター (見沼区大字膝子626-1) TEL 795-6350 FAX 795-6351 ※お近くのセンターへお問い合わせください。
	災害・火災によって生じた家庭ごみを直接ごみ処理施設に搬入する場合	□申請書 □「罹災証明書」又は「り災証明書」若しくは「被災届出受理証」 ※大規模災害発生時は、別途対応をいたします。	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	西部環境センターは「もえるごみ」のみ受付	・家庭ごみを自らごみ処理場に持ち込めない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。 詳細は廃棄物対策課へ TEL 829-1335 FAX 829-1991 ・業者に解体依頼した場合や事業所・店舗等から発生する瓦礫類については、産業廃棄物に該当しますので、本支援制度の対象外となります。 詳細は産業廃棄物指導課へ TEL 829-1607 FAX 829-1933
経営・金融特別相談窓口の開設	市内中小企業・小規模事業者で、経営全般・資金繰り等において相談が必要な場合	担当部署へお問合せください	「罹災証明書」若しくは「り災証明書」の提出は不要																	・公益財団法人 さいたま市産業創造財団 TEL 851-6652(経営全般) TEL 851-6391(資金繰り) FAX 851-6653
さいたま市中小企業融資制度の利用		※さいたま市中小企業融資制度は、申込期限や融資要件が資金メニューによって異なるため、詳細については担当部署へお問い合わせください。																		

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの

×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

項 目	対 象	必 要 書 類 等	制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度												備 考	担当部署／ 連絡先
			居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書								り災証明書					
							全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや		
母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予	災害により、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められる場合	□申請書 □「罹災証明書」又は「り災証明書」	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・ひとり親家庭就業・自立支援センター （子育て支援課内） TEL 829-1948 FAX 829-1960	
小児慢性特定疾病医療費の自己負担上限額の見直し	災害等により、支給認定世帯における前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合	□申請書 □災害等により、支給認定世帯における前年度と当該年度との所得に著しい変動があったことが分かる書類	○	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	「罹災証明書」又は「り災証明書」の提出は、状況に応じて必要となります。 ※受付は各区保健センターでも可	

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

項 目	対 象	必 要 書 類 等	制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度												備 考	担当部署／ 連絡先
			居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書								り災証明書					
							全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや		
埼玉県・市町村半壊特別給付金	1 支援の対象となる被災世帯 自然災害で住宅が半壊し、自ら補修又は賃借した世帯 2 支援金の額 最高50万円(単数半壊世帯の場合、最高37.5万円)	☐ 申請書 ☐ 住民票 ☐ 罹災証明書 ☐ 申請者(世帯主)の振込口座のコピー ☐ その他必要書類	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	「被災者生活再建支援法」適用外で、かつ「災害救助法」の救助の対象とならない場合に活用可です。	福祉課 管理係 TEL 790-0155 FAX 790-0265
埼玉県・市町村生活再建支援金	1 支援の対象となる被災世帯 自然災害で住宅が全壊又は大規模半壊又は中規模半壊した世帯(やむを得ず解体した半壊世帯を含む) 2 支援金の額 最高300万円(住宅の被害程度、再建方法に応じて支援金を支給)	☐ 申請書 ☐ 住民票 ☐ 罹災証明書 ☐ 申請者(世帯主)の振込口座のコピー ☐ その他必要書類	○	×	×	×	○	○	○	△	×	×	×	×	×	×	×	×	・「被災者生活再建支援法」が適用外の場合に活用可です。 ・「埼玉県・市町村家賃給付金」と併用利用は不可です。	
埼玉県・市町村家賃給付金	特別な理由がある住宅全壊世帯が、民間賃貸住宅にも入居できるよう家賃給付金を支給する。 1 支援の対象となる被災世帯 自然災害で住宅が全壊した世帯で、「特別な理由」※により民間賃貸住宅に入居した世帯 ※通院が遠くなり困難、子供の転校を迫られるなど 2 給付金の額 1世帯当たり月6万円(5人以上の世帯は月9万円)を限度に最長12ヶ月の金額	☐ 申請書 ☐ 住民票 ☐ 罹災証明書 ☐ 申請者(世帯主)の振込口座のコピー ☐ 仮住宅の賃貸借契約書の写し ☐ 公営住宅等に入居しない特別な理由を証明する書面 ☐ その他必要書類	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	・「埼玉県・市町村生活再建支援金」と併用利用は不可です。		
水害時のし尿収集運搬手数料の減免	し尿の収集を受けているもので、水害で便槽が溢れたもの	被災者からの要請等による	○	○	○	○	「罹災証明書」若しくは「り災証明書」の提出は不要												市役所廃棄物対策課 家庭系ごみ係 TEL 829-1336 FAX 829-1991	

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの

×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの